

平成27年度統計法施行状況に関する
審議結果報告書
(未諮問基幹統計に関する審議結果分)
(案)

総務省統計委員会

1 賃金構造基本統計

賃金構造基本統計（以下この節において「本統計」という。）は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）（以下この節において「厚生労働省」という。）が作成している基幹統計である。

本統計の利活用は多岐にわたっており、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されるほか、最低賃金の決定や労災保険の給付額算定の資料として、また、雇用、労働に係る国の政策検討の基礎資料として用いられている。

なお、平成16年12月10日の統計審議会における答申（以下この節において「前回答申」という。）以降、同審議会及び統計委員会に対し、本統計を作成するための基幹統計調査である賃金構造基本統計調査（以下この節において「本調査」という。）の調査計画の変更に係る諮問は行われていない。

（1）確認を行った事項

基本計画部会では、委員から提出のあった確認要望事項も踏まえ、資料〇のとおり確認すべきポイントを設定した上で、以下のとおりアからエの4項目に大別して確認を行った。

ア 統計の精度向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">・ 標本設計、推計方法等の現状と、分かりやすく情報提供するための取組・ 推計方法（特に労働者数）の改善に向けた取組・ バイアス（賃金水準）のチェック（他の賃金統計との比較、乖離の要因分析）・ 実査上の課題（回収率の現状と回収率の向上に向けた取組、調査方法、調査機関の現状と改善）
イ 調査事項の見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえた調査事項の見直しの必要性（調査対象職種、学歴区分）・ 単月の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更する余地
ウ 調査結果等の利活用の向上	<ul style="list-style-type: none">・ 平成17年調査の見直しによる平均賃金等の断層の検証状況・ 調査結果の公表内容の充実・ 公表の更なる早期化の余地・ 匿名データの提供に関する方針と今後の取組
エ 前回答申の「今後の課題」への対応	<ul style="list-style-type: none">・ 派遣労働者の実態把握の方法等についての検討・ 常用労働者数により把握されている企業規模のよりの確な把握・ 退職制度の見直しが賃金に与える影響について、計量的に捉える調査手法、集計事項等の検討・ 雇用・就業形態の多用化に対応した「正社員・正職員」の概念の明確化及び呼称の適切性等の検討

(2) 確認結果

ア 統計の精度向上に向けた取組

(ア) 標本設計、推計方法等の現状と、分かりやすく情報提供するための取組

(主な論点)

- ・ 母集団情報、標本設計（抽出方法、抽出率、目標精度）、調査結果の推計方法について、現状と分かりやすく情報提供するための取組の状況はどうか。

(資料 p. ~ 参照)

統計が正しく理解され、利用されるためには、標本設計、推計方法等に関する情報を統計利用者に分かりやすく提供することが必要である。

本調査は、母集団情報として事業所母集団データベースを利用しており、事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法により調査対象事業所及び労働者を抽出している。また、常用労働者の1人平均所定内給与額について目標精度を設定し、基本的に、都道府県、産業及び企業規模別に標準誤差率が5%以内になるように調査対象事業所数を決定している。

調査結果の推計値については、平均所定内給与額等は個々の調査した労働者の所定内給与額等を復元倍率¹で加重平均して推計しており、労働者数は調査した労働者の数に復元倍率を乗じて推計している。

厚生労働省は、これらの情報をウェブサイト上に掲載しており、また、平成23年調査から、調査報告書の利用上の一般的注意に、労働者数は加重平均により給与額等を算定する際に用いるものであることを明記するなど、統計利用者への利便性の向上を図っている。

しかしながら、標本設計に関する詳細な情報は、統計利用者にとって有用な情報であるが、本調査の各層の抽出率や標本規模は公表されていないことから、今後、何らかの方法で統計利用者に提供することについて検討が必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 本調査に係る標本設計に関する詳細な情報は、本統計が正しく理解された上で、適切に利用されるために有用な情報であることから、現在公表されていない各層の抽出率や標本規模について、ウェブサイト上に掲載するなど、統計利用者への提供についてさらに進めていくことが必要である。（可能なものから順次実施）

¹ 復元倍率は、調査対象である労働者の事業所抽出率の逆数と労働者抽出率の逆数を乗じたものである。

(イ) 推計方法（特に労働者数）の改善に向けた取組

(主な論点)

- ・ 労働者数の推計値は、他の統計に比べてどのような特徴があるか。現在の推計方法にどのような問題があるか。
- ・ 未回収率を考慮した抽出率調整の導入について、どのように考えているか。
- ・ ベンチマーク（経済センサスなど）によるチェック及び調整は可能か。

(資料 p. ～ 参照)

質の高い統計を作成するためには、母集団情報に正しく復元できる推計方法を採用することが重要である。

本統計と各種統計²の労働者構成を性別、学歴別、産業別、年齢階級別に比較すると、一部に乖離が生じている。また、本統計と労働力統計及び毎月勤労統計の労働者の対前年増減率を比較すると、マイナスとプラスが逆転する年があるなど、大幅な乖離が生じている。さらに、本統計の労働者数と経済構造統計及び母集団情報である事業所母集団データベースの労働者数を比較すると、いずれも本統計の労働者数が大幅に下回っていることが判明した。これらの要因として、厚生労働省は、本統計の労働者数の推計に当たって、回収率を考慮していないことなどを挙げている。

これを解決するためには、近年7割台で推移している回収率を100%に近づけていくことが必要であるが、直ちに回収率を向上させることは困難と考えられる。そこで、次善の方策として本統計の労働者数の推計に当たって、回収率を考慮することにより、母集団情報の労働者数などと近い水準になることが期待できる。これについて、厚生労働省は、推計方法を変更した場合、復元倍率が回収率により変動するため、賃金額等の集計値に与える影響等を検証した上で、推計方法の変更について検討したいとしている。

本統計の労働者構成や労働者の対前年増減率、さらに労働者数については、他の統計に比べ乖離が生じている現状からすると、こうした推計方法の見直しによって、推計精度の改善が期待できることから、労働者数の推計については、必要な検証を行った上で、回収率を考慮した推計方法に変更する必要がある。

また、本統計の推計方法では、回収率が低い場合、母集団情報の労働者数よりも少なく推計されることから、本統計が適切に利用されるためには、企業規模別、産業別などの回収率の情報が重要である。このため、これらの情報を統計利用者に提供することについて検討が必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 労働者数の推計については、集計値に与える影響等を検証した上で、回収率を考慮した推計方法に変更する必要がある。（統計委員会への諮問時期までに結論）
- ・ 企業規模別、産業別などの回収率の提供について検討が必要である。（平成29年度から検討）

²各種統計は、経済構造統計（経済センサスにより作成される統計）、就業構造基本統計、労働力統計、毎月勤労統計を指す。

(ウ) バイアス（賃金水準）のチェック（他の賃金統計との比較、乖離の要因分析）

（主な論点）

- ・ 他の賃金統計（毎月勤労統計）との比較により、本統計の賃金水準にバイアスはみられるか。賃金水準に乖離が生じている場合、どのような要因が考えられるか。

（資料 p. ～ 参照）

統計の特徴を明らかにし、統計利用者に利用する際の注意点などを周知するためには、類似する他の統計と比較し、乖離の要因分析を行うことが有効である。

本統計と毎月勤労統計は、調査対象の事業所規模や公営事業所の扱いが異なっているため、両統計を正確に比較することは困難³であるが、こうした条件の下で一般労働者の賃金水準を比較すると、年によってバラツキがあるものの、本統計の賃金の方がやや低くなる傾向がある。また、一般労働者の所定内給与額の対前年増減率を比較すると、本統計の方が振幅は大きい傾向にある。これらの要因として、厚生労働省は、動態調査である毎月勤労統計調査では、標本事業所を一定期間固定する等の措置がなされているのに対して、構造調査である本調査では、平成 21 年以降、標本事業所の抽出を毎年行っていることが考えられるとしている。

このように、他の賃金統計と賃金水準を比較することにより、本統計の特徴が明らかになり、統計利用者の本統計への理解が深まるとともに、利用する際に注意すべき点が周知できることなどから、こうした特徴を統計利用者に提供していく必要がある。

また、より正確な統計間の比較を行うためには、各統計の調査対象範囲を揃えて比較することが必要である。さらに、本統計は賃金の構造を詳細にみる構造統計である一方で、毎月勤労統計は景気の動向をみる動態統計であるので、こうした役割等の違いを統計利用者に提供していく必要がある。

（課題解決に向けた今後の取組の方向性）

- ・ 本統計と他の賃金統計（毎月勤労統計）との比較により、本統計の特徴を明らかにし、その特徴を統計利用者に提供していく必要がある。また、より正確な統計間の比較を行うため、各統計の調査対象範囲を揃えて比較する必要がある。

（可能なものから順次実施）

- ・ 本統計は構造統計であり、毎月勤労統計は動態統計であるので、こうした役割等の違いを統計利用者に提供していく必要がある。（順次実施）

³本調査は常用労働者 5～9 人の民営事業所は企業規模が常用労働者 5～9 人の事業所のみを対象とし、公営事業所は地方公営企業等の労働関係に関する法律第 3 条第 3 号に規定する地方公営企業等及び行政執行法人の労働関係に関する法律第 2 条第 1 号に規定する行政執行法人の事業所を対象としている。毎月勤労統計調査は常用労働者 5 人以上の全ての民営・公営事業所を対象としている。

(エ) 実査上の課題

(主な論点)

- ・ 近年の回収率はどのような状況か。また、回収率の向上を図るため、どのような対策が講じられてきたか。
- ・ 調査方法、調査機関は、実査上どのような問題があるか。オンライン調査、郵送調査の導入の方向性はどうか。
- ・ 本社一括調査など、調査対象事業所の負担軽減、回収率の向上方策が検討・実施されているか。

(資料 p. ~ 参照)

限られた統計リソースの中で、統計の精度向上を図るためには、報告者負担の軽減や調査の効率化などの方策を講ずるとともに、統計への理解を深めることが重要である。

(回収率の現状と回収率の向上に向けた取組)

本調査の平成 23 年から 27 年までの回収率をみると、事業所回収率は7割台であるが、若干上昇傾向にある。また、労働者回収率⁴はほぼ 100%となっている。厚生労働省は、回収率の向上を図るため、①平成 18 年調査から、同省のウェブサイト上にエクセル形式の調査票を掲載、②平成 20 年調査から、調査不能となった事業所について、あらかじめ準備しておいた予備名簿から補充調査を実施、③平成 23 年調査から、改廃が多く発生する小規模事業所に対して、協力依頼はがきを送付、④平成 25 年調査から、同省のウェブサイト上に記入要領、事業主向け Q&A を掲載するなどの取組を行っている。

こうした厚生労働省の取組により回収率が一定程度向上したと考えられる。今後も、推計精度を向上させるためにも、様々な方法を活用して回収率の向上に努める必要がある。

(調査方法、調査機関の現状と改善)

本調査は、都道府県労働局、労働基準監督署（以下「各労働局等」という。）を經由する調査員調査で実施されており、データ審査、集計及び結果表の作成は、独立行政法人統計センターが行っている。

厚生労働省は、本調査の実査上の課題として、①労務管理の本社集中化が進んでおり、調査対象事業所から本社に調査票を送付し、本社が調査票を作成するといった非効率なケースが増加していること、②調査を効率化するためには、オンライン調査が有効であるが、各労働局等で調査の進行管理を行っているため、全国的なオンラインシステムの導入が必要であること、③各労働局等の職員が減少しており、督促や疑義照会が十分にできず、有効回答率が低下していることを挙げている。また、これら

⁴ 労働者回収率は、回答常用労働者数÷(事業所の常用労働者数×常用労働者数の抽出率)で求めたものである。労働者の抽出は、厚生労働省が指定した抽出率により、調査対象事業所が行っており、規模の小さい事業所では、労働者を抽出せずに全労働者を回答している事業所も存在するため、労働者回収率が 100%を上回っている。

の課題に対応するには、調査方法を見直し、オンライン調査や郵送調査を導入することが必要としている。

本調査は、各労働局等を経由する調査員調査で実施されているが、上記のとおり様々な課題があることから、調査対象事業所の負担軽減や調査の効率化を図るため、調査方法を見直し、オンライン調査や郵送調査の実施、さらには本社一括調査などの導入について検討が必要である。

その際には、報告量の多い調査対象事業所に配慮し、オンライン調査に限定するのではなく、電子媒体を含めた電子的なデータでの報告も可能とすることについて検討が必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 今後も様々な方法を活用して回収率の向上に努める必要がある。(継続実施)
- ・ 調査方法を見直し、オンライン調査や郵送調査の実施、さらには本社一括調査などの調査の効率化について検討が必要である。その際には、電子媒体を含めた電子的なデータでの報告も可能とすることについて検討が必要である。(統計委員会への諮問時期までに結論)

イ 調査事項の見直し

(主な論点)

- ・ 社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえ、調査事項(調査対象職種、学歴区分)の見直しが必要ではないか。
- ・ きまって支給する現金給与総額などは単月の調査事項のため、調査結果に振れが生じている可能性があることから、調査対象期間を年や四半期に変更する余地はないか。

(資料 p. ~ 参照)

社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえた有用な統計を作成するためには、調査事項の不断の見直しが重要である。

(調査対象職種、学歴区分の見直し)

本調査の調査対象職種は、直近に見直しが行われた平成 17 年調査から 10 年以上が経過し、この間の統計間比較のニーズの高まりや、労働移動の活発化、職務に基づく賃金体系の拡大といった変化を背景とした職種別賃金把握のニーズの高まりなどに的確に対応していくことが必要となっている。

また、本調査の学歴区分は、大学・大学院卒が一つの区分となっているが、労働者に占める大学院卒業者の増加を背景に、見直しが必要となっている。

厚生労働省は、これらのニーズに対応するため、調査対象職種について、①統計基準である日本標準職業分類と整合的な区分に見直すこと、②全職業を網羅すること、

③新職種は、日本標準職業分類の中分類を基本的な職種の単位とし、現行の職種との接続性、労働者数、政策の検討、行政運営等のための必要性等を勘案して、必要に応じて細分化又は統合するといった見直しを検討している。また、学歴について、大学卒と大学院卒に区分することを検討している。

本調査は平成 17 年調査以降、調査事項の見直しは行われていないが、調査対象職種や学歴については、厚生労働省が進めている見直しを引き続き進める必要がある。

一方で、職種については、中分類では人数が多い職種があることから、さらに細かく分類すること、幅広い職種が適切に調査できるようにすること、また、学歴については、正社員の短時間勤務が制度化されていることなどから、短時間労働者についても学歴を把握することが望ましいとの意見があった。

今後も社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえ、調査事項の見直しを随時行う必要がある。

(単月の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更する余地)

本調査は、労働者の属性ごとに賃金等を把握する構造調査である。厚生労働省は、その目的を達成するため、労働者の個人ごとに毎年6月分の賃金、実労働日数、実労働時間数を調査している。このため、これらの調査事項について、調査対象期間を年や四半期にすると、①12 か月分又は3か月分の合算した合計値を記入させることになり、報告者の著しい負担増となること、②調査対象期間中に雇用形態、就業形態、役職や職種などが変わる労働者が増加することで、属性別の賃金額等が不正確になるおそれがあること、③調査方法を変更することで、過去調査との接続ができなくなり、時系列でみることが困難となること、④年で調べる場合、現在よりも公表が遅れ、統計利用者に不都合が生じる可能性があることから、慎重な検討が必要としている。

こうした多くの課題があることから、単月の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更することについては、慎重に検討する必要がある。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 本調査の調査対象職種や学歴区分については、調査票の記入が適切に行えるか等を検証しつつ、利用者ニーズ等を踏まえて見直しを進める必要がある。今後も社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえ、調査事項の見直しを随時行う必要がある。
(継続実施)
- ・ 単月(6月分)の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更することについては、本調査の目的に鑑みると、多くの課題があることから、慎重に検討する必要がある。(平成29年度から検討)

ウ 調査結果等の利活用の向上

(主な論点)

- ・ 平成 17 年調査から、雇用形態や就業形態の区分が変更となったが、これらの変更により平均賃金等に断層は生じていないか。
- ・ 産業別の分布表について、調査結果を拡充できないか。
- ・ 調査結果の更なる公表の早期化は可能か。
- ・ 今後の匿名データの提供に関して、調査実施者の基本的な考え方及び今後の取組の方向性はどうか。

(資料 p. ~ 参照)

統計の利活用を向上させるためには、利用者ニーズ等に沿った統計を速やかに提供するとともに、二次利用など様々な利用形態に対応した統計データを提供することが重要である。

(平成 17 年調査の見直しによる平均賃金等の断層の検証状況)

本調査は、平成 17 年調査から、雇用形態を常用労働者と臨時労働者に区分し、さらに、常用労働者を正社員・正職員、正社員・正職員以外、雇用期間の定めの有無に区分している。また、就業形態のパートタイム労働者を短時間労働者に名称変更している。

厚生労働省は、こうした変更の影響を検証するため、①平成 16 年と平成 17 年の賃金額を比較したところ、一般労働者については大きな変化はないが、短時間労働者については、増加幅がやや大きくなっていること、②平成 16 年と 17 年の一般労働者の分布を比べると、平成 17 年の方が全体的に山が低くなるとともに、賃金の低い労働者の割合が増加していること、③平成 16 年と 17 年の短時間労働者の分布を比べると、平成 17 年の方が全体的に山が低くなるとともに、賃金の低い労働者の割合が減少する一方、賃金の高い労働者の割合が増加していることが判明した。

これらの要因として、厚生労働省は、調査対象に臨時労働者を追加したことにより、特に短時間労働者が正確に把握されるようになったこと、また、常用労働者を正社員・正職員、正社員・正職員以外に区分したことにより、契約社員や短時間正社員などが正確に区分されるようになったことを挙げている。

このように、平成 17 年調査の見直しによって労働者の雇用形態や就業形態がより正確に把握できるようになったことにより、平均賃金等に何らかの影響を与えたと考えられる。

今後も調査の大幅な見直しを行った場合には、調査結果の検証を行い、統計利用者に提供する必要がある。

(調査結果の公表内容の充実、公表の更なる早期化)

本調査は、7月に調査が実施され、翌年2月に全ての結果表が政府統計の総合窓口に掲載されている。また、翌年6月には、これらの結果表に標準誤差率を加えた調査報告書が刊行されている。こうした中で、産業別の分布表を充実することについて、

厚生労働省は、結果表の確定から公表までの3週間程度で、公表する全ての統計表を作成、確認することが必要であるため、結果表を増やすには、公表時期を遅らせなければ困難としている。今後、新たな分布表については、オーダーメイド集計で対応できるよう関係機関と協議すること、利用者ニーズを踏まえて結果表のスクラップアンドビルドを検討することとしている。

また、公表の更なる早期化については、上記のとおり現行の処理体制では困難なことから、厚生労働省は、各労働局等を経由している現行の調査方法を見直すことによる実査期間の短縮化、オンライン調査の実施によるデータ入力期間の短縮化が図れないか検討することとしている。

こうした検討は、結果表の充実を図りつつ、公表の更なる早期化を図るといった双方の課題に対応するものと評価できる。引き続き、利用者ニーズ等を踏まえ、新たな分布表についてオーダーメイド集計や本調査の結果表での提供、さらに調査の効率化による公表の更なる早期化について検討する必要がある。

(匿名データの提供に関する方針と今後の取組)

本調査は、事業所票と個人票から構成されており、事業所を対象とする調査ではあるが、調査対象事業所内で労働者のリサンプリングなどを行えば、個人票データは実質的に世帯標本調査と同等のデータとなると考えられる。

現在の結果表では、「きまって支給する現金給与額」等に関する基本的な集計結果は公表されているものの、その内訳や労働者の属性のより詳細なクロス集計結果などは公表されていない。本調査の個人票データは、他の統計調査では得られない詳細な賃金等の個別データの貴重な情報源であり、労働経済など各種の研究・分析に極めて有用と考えられることから、個人票に関する匿名データを作成する必要性は高いと言える。しかし、賃金構造を詳細に分析するためには、都道府県、産業、企業規模などの情報が必要となるが、こうした事業所票の情報を付加した場合、他の事業所・企業系の調査と同様に、比較的容易に労働者の所属する企業が特定されるおそれがある。

このように、本調査においても、事業所、企業が特定されやすいという他の事業所・企業系の調査と同様な課題があるため、厚生労働省は、有用な匿名データを作成するためには、例えば、都道府県に代わる地域情報をどのように提供するか等の研究や、利用者ニーズ等を踏まえた匿名データの作成の必要性について検討が必要としている。

また、事業所・企業系の調査の匿名データについては、政府統計において提供実績がなく、秘匿措置などの技術的な手法が確立していないなど解決すべき問題もある。

こうした課題はあるが、事業所コードなど個別識別子を削除し、事業所内でサンプリングを行う、地域や産業の情報を大括りにするなどの対応により、企業が特定されるリスクは相当程度低下すると考えられるので、利用者ニーズと秘密保護のバランスを考慮することによって、特に個人票データについては、有用な匿名データを作成することは十分可能と考えられる。このため、本調査の匿名データについては、まずは匿名化が可能な個人票から提供することについて、前向きに検討する必要がある。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 調査の大幅な見直しを行った場合には、調査結果の検証を行い、その結果を統計利用者に提供する必要がある。(次回見直し時から実施)
- ・ 利用者ニーズ等を踏まえ、新たな分布表についてオーダーメイド集計や本調査の結果表での提供、さらに調査の効率化による公表の更なる早期化について検討する必要がある。(継続実施)
- ・ 匿名データについては、政府全体での検討状況を踏まえつつ、まずは匿名化が可能な個人票から提供することについて検討する必要がある。(平成 29 年度から検討)

エ 前回答申の「今後の課題」への対応

(主な論点)

- ・ 本調査は、直接雇用されている者を調査の対象としているが、間接雇用である派遣労働者の実態把握の方法等について、検討の状況はどうか。
- ・ 常用労働者数により把握されている企業規模に派遣労働者数を加えるなど、より的確な企業規模の把握について、検討の状況はどうか。
- ・ 退職給付の一部を賃金へ上乗せするなど、退職制度の見直しが賃金に与える影響について、計量的に捉える調査手法、集計事項等の検討の状況はどうか。
- ・ 雇用・就業形態の多用化に対応した「正社員・正職員」の概念の明確化及び呼称の適切性等について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ)を踏まえた検討の状況はどうか。

(資料 p. ~ 参照)

(派遣労働者の実態把握の方法)

厚生労働省は、本調査は事業所調査であり、企業全体の派遣労働者数を把握することは調査負担が過大となること、派遣先の事業所では派遣労働者の賃金は把握できないことから、派遣労働者の実態については、本調査ではなく、派遣労働者実態調査⁵で把握しており、今後も同調査で把握することとしている。

これについては、本調査で派遣労働者の賃金を把握することは困難と認められ、派遣労働者実態調査で賃金等の実態が把握されていることから、本調査で派遣労働者の実態把握を見送ることはやむを得ない。

(企業規模の的確な把握)

厚生労働省は、①本調査は事業所調査であり、企業全体の派遣労働者数を把握することは、調査負担が過大となること、②同省において、本調査と経済センサス-基

⁵ 厚生労働省が実施する一般統計調査であり、派遣労働者の就業の有無や派遣先での就業中の賃金、派遣労働による年間収入などが把握されている。

礎調査をマッチングし、派遣労働者を含めた企業規模の試算値と、従来の常用労働者による企業規模の集計値について平均賃金、労働者数を比較したところ、大きな差はみられなかったこと、③経済センサス-活動調査などの調査でも、企業規模は派遣労働者を含まない常用労働者数を用いて集計されていることから、本調査の企業規模は従来どおり常用労働者数により把握したいとしている。

これについては、事業所調査で企業全体の派遣労働者数を把握することは報告者負担が増加することや、他の事業所・企業統計との比較可能性等を勘案すると、現行どおり常用労働者数で企業規模を把握することはやむを得ない。

（退職制度の見直しが賃金に与える影響を計量的に捉える調査手法等の検討）

厚生労働省は、平成 25 年就労条件総合調査⁶によると、過去 3 年間に退職一時金を縮小又は廃止し、毎月の給与を拡大した企業の割合は 0.0%であり、退職制度の見直しが賃金に与える影響は極めて軽微と考えられることから、調査事項の見直しは行わないこととしている。

これについては、退職給付の一部を賃金に上乘せするなどの退職制度の見直しについては、現時点では賃金に与える影響はほとんどないことから、現行どおり本調査で把握しないことは適当である。

（「正社員・正職員」の概念の明確化及び呼称の適切性等の検討）

厚生労働省は、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」を検討する過程において、本調査の「正社員・正職員」の概念については事業所・企業における処遇に基づく区分として整理されたことから、引き続き「正社員・正職員」として把握することとしている。また、同ガイドラインに沿って、常用労働者の定義を変更することとしている。

これらの対応については、同ガイドラインに沿ったものであり、また、本調査は常用労働者の内訳区分として、雇用期間を有期と無期に区分して把握しており、より客観的な指標であることから、適当である。

⁶ 厚生労働省が実施する一般統計調査であり、賃金制度、退職金制度については5年に一度のローテーション項目として把握されている。

2 建築着工統計

建築着工統計（以下この節において「本統計」という。）は、全国における建築物（住宅を含む。）の着工状況（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額等）を建築物の構造等に分類して把握し、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的として国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室（以下この節において「国土交通省」という。）が作成している基幹統計である。

本統計は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項に基づき、建築主から都道府県知事に提出された建築工事届（延べ床面積10㎡を超えるもの）の情報を建築着工統計調査（以下この節において「本調査」という。）で収集することにより作成されたものである。

本調査は、次の3つの調査から構成される。

- ① 国の建築物の着工状況を把握するための「建築物着工統計調査」
- ② ①の着工建築物のうち、住宅部分を把握するための「住宅着工統計調査」
- ③ ①の着工時の工事費予定額について、実際にかかった費用に補正するための「補正調査」

本調査の利活用は多岐にわたっており、景気の先行指標、民間設備投資の基礎資料、建設資材の需要予測の指標等に活用されている。

なお、昭和31年3月26日の統計審議会における答申以降、同審議会及び統計委員会に対し、本調査の調査計画の変更に係る諮問は行われていない。

（1）確認を行った事項

基本計画部会では、委員から提示された確認要望事項も踏まえ、資料〇のとおり確認すべきポイントを設定した上で、議論も踏まえながら、以下のとおりアからオの5項目に大別して確認を行った。

ア 建築物に関する統計体系と建築着工統計の位置付け	<ul style="list-style-type: none">本調査と「建築物滅失統計調査」、「建設工事受注動態統計調査」、「建築物リフォーム・リニューアル調査」など関連統計との関係
イ 補正調査の標本設計	<ul style="list-style-type: none">標本設計は適切か（抽出方法、抽出率、目標精度、標本の大きさ等）
ウ 回収データの精査	<ul style="list-style-type: none">回収データの精査方法（計数確認・修正）、遡及訂正、記載要領の内容等
エ オンラインによる回答	<ul style="list-style-type: none">オンラインによる回答率の低い理由と回答率の向上方策
オ 結果の公表・情報開示の充実	<ul style="list-style-type: none">補正調査の目的や名称の見直しが必要ではないかデータの公表状況（長期時系列、補正調査のウェブサイト上の公表）統計解説（調査の実施方法、結果数値の定義・作成方法等）の公表状況補正調査における工事の完了予定期日と実際の完了時期のずれを新たに公表できないか

(2) 確認結果

ア 建築物に関する統計体系と建築着工統計の位置付け

(主な論点)

- ・ 本調査と「建築物滅失統計調査」、「建設工事受注動態統計調査」、「建築物リフォーム・リニューアル調査」など関連統計との関係はどうか。

(資料 p. ~ 参照) (資料 p. ~ 参照)

統計が正しく理解され、広く利用されるためには、各統計の概要や違いが利用者に分かりやすく説明されていることが重要である。

今回の審議により、以下の事実が確認され、それぞれが目的に応じて異なる統計を作成していることが明らかにされた。

- ・ 本調査は、建築主から都道府県に提出された建築工事届の情報を基に、全国の建築物(住宅を含む。)の着工状況(床面積や工事費予定額等)を建築主別、構造別、用途別等に把握するもの
- ・ 「建築物滅失統計調査」は、除却施工事業者から老朽等によって除却された建築物の数や床面積等を、市町村から火災、風水災、震災等によって失われた建築物の数や床面積等を構造別、用途別等に把握するもの
- ・ 「建設工事受注動態統計調査」は、建設工事及び建設業の実態を明らかにするため、建設業許可業者から、土木工事、建築工事等に係る受注高を発注者別、工事種類別等に把握するもの
- ・ 「建築物リフォーム・リニューアル調査」は、建築物リフォーム・リニューアル工事の市場規模及び動態を明らかにするため、調査実施年度の前々年度に「建築工事・建築設備工事」の施工実績のある建設業許可業者から、リフォーム工事に係る発注者別、工事種類別の受注高や工事目的別、工事部位別の受注件数等について把握するもの

ただし、これらの違いについては、個別の統計調査の説明を見ても利用者には理解しにくいものであるので、図表などを用いて一覧性をもって調査の違いや関係性を分かりやすく説明したものをウェブサイト等に掲載することが必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 本調査と他の建築関連統計調査との違いについてウェブサイト等で、利用者に分かりやすく説明することが必要である。(平成29年度から検討)

イ 補正調査の標本設計

(主な論点)

- ・ 標本調査である補正調査の抽出方法、抽出率、目標精度、標本の大きさ等、標本設計は適切か。

(資料 p. ~ 参照) (資料 p. ~ 参照)

統計が、社会経済の実態を可能な限り正しく表すためには、標本設計が適切に行われていることが重要である。

本調査のうち補正調査については、実際の建築投資の額を推計することを目的として建築物着工統計調査で把握した工事費予定額と実際に要した工事実施額とのかい離を明らかにするため、当該年中に完成したものを対象に標本調査を行っている。

しかし、補正調査の標本設計は長期間見直しが行われておらず、目標精度も設けられていない。このため、調査結果から調査対象のカバレッジを見ると建築物の構造別及び都道府県別に見て差異が生じている。

これは、建築物の構造別及び都道府県別に抽出率を設定し標本抽出を行っていることに要因があると考えられることから、結果精度の向上のため、工事費予定額の金額階層別に標本を抽出し、全体の着工状況に対する影響を考慮して一定額以上の建築工事は全数調査とすることなど補正調査の標本設計を抜本的に見直す必要がある。

このため、統計委員会の横断的課題検討部会で提案している統計精度向上の取組を活用することも考えられる。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 補正調査の標本設計について、工事費予定額の金額階層別に抽出し、一定額以上の建築工事は全数調査とすることなど標本設計を抜本的に見直す必要がある。このため、統計委員会の横断的課題検討部会で提案している統計精度向上の取組を活用することも考えられる。(平成 29 年度から検討)

ウ 回収データの精査

(主な論点)

- ・ 回収データの計数確認・修正方法、誤りがあった場合の遡及訂正の状況、記載要領の内容等はどうか。
(資料 p. ~ 参照) (資料 p. ~ 参照)

正確な統計を作成するためには、調査票に記載すべき内容が明確にされていることや、回収データの精査方法が適切であることが重要である。また、誤りが見つかった場合には、早急に統計を訂正し、それを公表することが利用者の信頼につながる。

本調査では、建築基準法第 15 条第 1 項に基づく建築工事届から本調査の調査票に所定の事項を転記することで調査票が作成されているが、建築工事届における「建築工事費予定額」について明確に定義を説明しているものはないという状況が確認された。このため、国土交通省では、今後、「建築工事費予定額」が正確に記入されるように建築工事届における定義を明確にするとしていることは、評価できる。

また、本調査で回収された調査票データの審査は、現在、以下のとおり行われている。

- ① 建築主から都道府県知事に出された建築工事届を基に、都道府県で調査票を作成し、疑義があれば、当該届出を行った建築主に確認し修正する。

- ② 都道府県が調査票を国土交通省に提出する。
- ③ 国土交通省は、組合せエラーや単価異常などをシステムでチェックし、エラー事項は、都道府県経由で届出を行った建築主に確認し修正する。

しかし、公表後、データの誤り等が見つまっているため⁷、国土交通省としては、今後、調査票の審査段階までの誤りの防止対策として、調査票作成に係る留意事項等を記載した提要等の内容を分かりやすく整理して都道府県に配布し周知徹底するほか、毎年度実施している都道府県担当者会議の場で、エラー防止等に係る説明や意見交換を継続することとしているが、調査票の審査の方法を工夫して、集計前に誤りを防止できるような調査票のデータを精査するための方策を検討する必要がある。

また、結果に誤りがあることが判明した場合には、速やかに遡及訂正することが必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 調査票段階における誤りの防止対策を徹底するための方策を検討する必要がある。また、結果に誤りがあった場合は、速やかに遡及訂正することが必要である。
(平成 29 年度中に実施し継続実施)

エ オンラインによる回答

(主な論点)

- ・ 本調査は都道府県から報告を受けているが、オンラインによる回答率が約 2 割程度と低くなっている理由は何か。また、回答率の向上策はどうか。
(資料 p. ~ 参照) (資料 p. ~ 参照)

正確かつ効率的な統計の作成や調査の効率化を図るためには、オンラインによる調査票の回答の割合を向上させることが有効である。

本調査における調査票の提出は、報告者である都道府県の状況に応じ、紙によるかオンラインによるかを任意に選択することとしている。オンラインによる回答の状況は、本調査のうち建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査においては、平成 25 年から 27 年の間は 19.1%と横ばいで推移しているが、補正調査は、平成 25 年の 8.5%から 26 年は 12.8%、27 年は 29.8%と年々増加しており、オンラインによる回答を増やす余地はある。

また、オンライン回答率が低い理由としては、①都道府県の入力担当者が非常勤職員や再任用職員である場合が多く、調査票情報の電子入力に抵抗感があるとともに、技術能力的にも難しいこと、②業務多忙によりオンライン回答の導入を検討する時間が確保できないことが挙げられるが、調査の効率化や記入ミスの減少のためには、今後もオンラインによる回答を増やしていくことが必要である。

⁷ 例えば最近の事例としては、平成 28 年 12 月、国土交通省は 4 件（平成 25 年 7 月分、平成 27 年 4 月分、同年 7 月分及び平成 28 年 10 月分）の遡及訂正を公表している。これらの原因は、それぞれ、①着工月から 2 年遅れて集計を行った、② 1 ケタ異なる工事費予定額で集計を行った、③誤った着工月で集計を行った、というものである。

国土交通省は、オンライン回答率の向上を図るために、都道府県に対し普及啓発に努める等、引き続きオンラインによる調査票の回答に移行する方策を推進し、オンライン回答率の向上を図ることが必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 調査票のオンライン回答率の向上を図るため、引き続き、オンラインによる回答に移行する方策を推進することが必要である。(継続実施)

オ 結果の公表・情報開示の充実

(主な論点)

- ・ 建設投資に関する動向をよりの確に把握する必要性が高まっていることから、補正調査の目的や名称の見直しが必要ではないか。
- ・ 長期時系列、補正調査結果などをウェブサイト上で公表しているか。
- ・ 現在公表している本調査の実施方法、結果数値の定義・作成方法等の解説などの公表はどのような状況か。特に、「建築工事費予定額」の定義が本調査の利用者に分かりやすいものになっているか。
- ・ 補正調査で確認している工事の完了予定期日と実際の完了時期のずれを工事の進捗度合の把握のために新たに公表できないか。

(資料 p. ~ 参照) (資料 p. ~ 参照)

利用者の利便性向上や理解促進に資するためには、公表データが利用者ニーズに即したものになっており、利用者が統計解説を適切に理解して活用できるように公表されることが重要である。

(補正調査の目的・名称の見直し)

建設投資に関する動向をよりの確に把握する必要性が高まっていることから、補正調査が建築物着工統計調査の単なる補正というよりも、建設投資に関する実態を把握するという、より大きな意味を持ってきている。これを踏まえ、補正調査の目的については、例えば実績ベースの数字をよりの確に捉えるといった点を明確に表現し、また、名称については、建築物着工統計調査の付随的な印象を与える名称より、本調査によって捉えようとしている事象の内容をよりの確に表したものにしよう、見直しを検討することが必要である。

(調査結果の公表状況)

本調査の結果は、e-Statにおいて、平成23年以降の結果が公表されている。また、時系列表については、調査開始時分から公表しているものもあれば、近年に限って公表しているものもある。

国土交通省は、今後、調査結果及び時系列表について、順次過去に遡って公表を拡大

したいとしているほか、建築物の用途分類について、社会情勢や建築需要を踏まえつつ、利用者ニーズを反映したものとなるよう、報告者の負担等にも配慮しながら見直しの検討を行うとしている。また、補正調査は、現在は冊子のみでの公表であるが、今後、ウェブサイト上でも情報提供したいとしていることは評価できる。

補正調査の結果公表においては、工事環境の影響を受ける床面積ベースの工事実施率、工事単価の補正率等についてもGDP統計の更なる精度向上につながる可能性もある重要情報であり広く公表することが必要である。

(統計解説の公表状況)

結果公表の中で、「建築工事費予定額」といった用語の定義が不十分な事項がある。統計の作成方法に係る情報についても補正調査などについては、必ずしも十分に提供されていない。

国土交通省は、利用者の理解促進のために「建築工事費予定額」など統計表で用いる用語の定義について整理をして、ウェブサイトで公表するとしている。さらに、統計の作成方法などの解説を充実するとしており、評価できる。

国土交通省は、これらを着実に実行するとともに、利用者の理解が一層深まるよう情報開示の拡充に努めることが必要である。

(補正調査における工事の完了予定期日と完了時期とのずれの公表)

補正調査は、実際の建築投資の額を推計することを目的として建築物着工統計調査で把握した工事費予定額と実際に要した工事実施額とのかい離を明らかにするために行っているものであり、完了時期については、調査していないので、完了予定期日と完了時期のずれについては把握していない。

しかし、完了時期は調査票の報告月からおおむね把握することができることから、完了予定期日と完了時期のずれについて一定の情報を得ることができる。当該情報は、建築工事の進捗率の把握、ひいては景気動向を推測する上で有用と考えられることから、これを新たに公表することを早急に検討することが必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 補正調査の結果が、建設投資に関する実態を把握するという、より大きな意味を持ってきているため、補正調査の目的・名称の見直しを検討することが必要である。(平成 29 年度から検討)
- ・ 補正調査の結果をウェブサイトで公表する必要がある。その際には、床面積ベースの工事実施率、工事単価補正率についても広く公表することが必要である。(平成 29 年度から検討)
- ・ 利用者の理解促進のために、①「建築工事費予定額」などの用語の定義の明確化、及び②統計作成方法などの解説の充実、が必要である。(平成 29 年度から検討)
- ・ 補正調査における工事の完了予定期日と完了時期のずれについて、新たに公表す

ることを早急に検討する必要がある。（平成 29 年度から検討）